

社会資本総合整備計画(社会資本整備総合交付金)

平成29年 2月 8日

計画の名称	湯沢市における快適で安全な生活環境及び水質保全の推進		
計画の期間	平成27年度 ～ 平成31年度 (5年間)	交付対象	湯沢市
計画の目標	秋田県生活排水処理整備構想に基づいた事業を推進するとともに、快適で安全な生活環境の確保、自然環境の保全を推進する。		

計画の成果目標(定量的指標)	① 下水道処理人口普及率を40.6% (H27)から45.0% (H31)に増加させる。
----------------	--

定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値			備考						
	当初現況値	中間目標値	最終目標値							
	(H27当初)	(H29末)	(H31末)							
①下水道処理人口普及率 下水道を利用できる人口(人)／総人口(人)	40.6%	43.1%	45.0%							
全体事業費	合計 (A+B+C)	2,386 百万円	A	2,386 百万円	B	0 百万円	C	0 百万円	効果促進事業費の割合 C/(A+B+C)	0.0%

交付対象事業

A 基幹事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	事業及び施設種別	省略工種	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考
											H27	H28	H29	H30	H31		
1-A1-1	下水道	過疎	湯沢市	直接	-	汚水	新設	湯沢処理区(杉沢地区)	汚水管φ200 L=7.5km A=36.2ha	湯沢市						972.00	
1-A1-2	下水道	過疎	湯沢市	直接	-	汚水	新設	湯沢処理区(倉内地区)	汚水管φ150 L=6.8km A=43.2ha	湯沢市						1,024.00	
1-A1-4	下水道	過疎	湯沢市	直接	-	汚水	新設	湯沢処理区(愛宕町地区)	汚水管φ200 L=2.4km A=13.9ha	湯沢市						364.00	
1-A1-5	下水道	過疎	湯沢市	直接	-	汚水	新設	施設計画の見直し	効率的な事業計画策定	湯沢市						26.00	
合計																2,386.00	

B 関連社会資本整備事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	事業及び施設種別	省略工種	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考
											H27	H28	H29	H30	H31		
合計																0	

番号	一体的に実施することにより期待される効果	備考
----	----------------------	----

C 効果促進事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	事業及び施設種別	省略工種	要素となる事業名	事業内容	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考
											H27	H28	H29	H30	H31		
合計																0.00	

番号	一体的に実施することにより期待される効果	備考
----	----------------------	----

交付金の執行状況

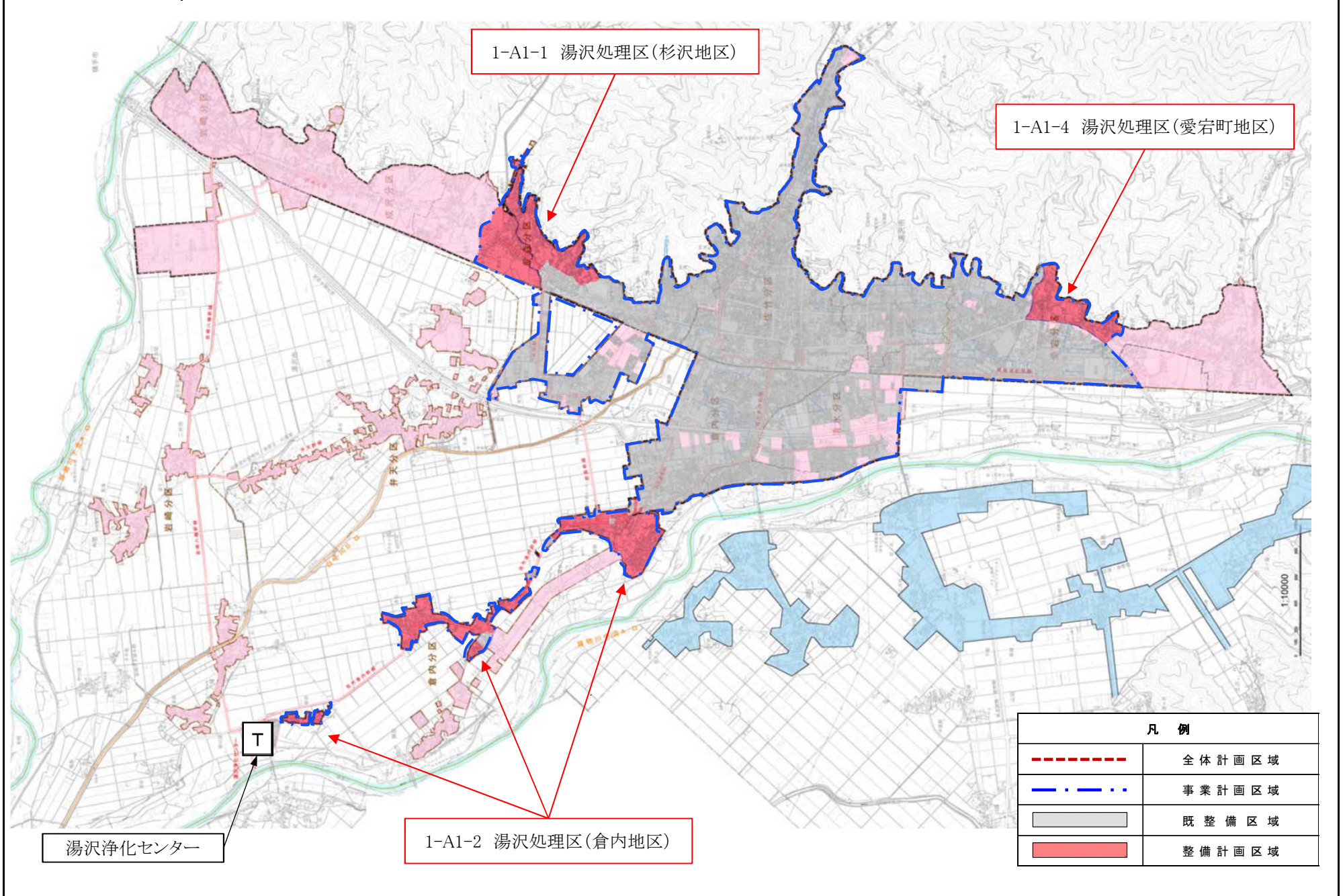
(単位:百万円)

	H27	H28	H29	H30	H31
配分額 (a)	161	117			
計画別流用 増△減額 (b)	0	0			
交付額 (c=a+b)	161	117			
前年度からの繰越額 (d)	18	24			
支払済額 (e)	155	131			
翌年度繰越額 (f)	24	10			
うち未契約繰越額 (g)	0	0			
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0			
未契約繰越+不用率 (h = (g+h)/(c+d))	0.0%	0.0%			
未契約繰越+不用率が10%を超えている 場合その理由					

- ※ 平成27年度以降の各年度の決算額を記載。
- ※ 平成29年度は、決算額が確定でき次第記載。

社会資本整備総合交付金

計画の名称	湯沢市における快適で安全な生活環境及び水質保全の推進		
計画の期間	平成27年度 ~ 平成31年度 (5年間)	交付対象	湯沢市



社会資本整備総合交付金

計画の名称	湯沢市における快適で安全な生活環境及び水質保全の推進		
計画の期間	平成27年度 ～ 平成31年度（5年間）	交付対象	湯沢市

